

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（北陸本線一部区間第3セクター化に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、JR 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、<u>IRいしかわ鉄道株式会社線及び</u> JR 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 27 年 3 月 14 日乗車となるものから適用する。